平成２３年（フ）第４７号
熊本県山鹿市菊鹿町松尾1297番地５
債務者　田中　　修
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第５号
熊本県菊池市隈府863番地７
債務者　松下　清古
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目１番地瑞穂アパート３―105
債務者　渡部　ヒデ
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目１番地瑞穂アパート３―105
債務者　渡部　　進
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６６８号
静岡市清水区八坂東１丁目12番７号　グランシャリオⅡ－１号棟101号室、旧住所静岡市清水区梅ヶ谷７番地の１
債務者　鶴田百百子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７５号
大阪府枚方市渚西１丁目５番３―101号
債務者　逸見　和也
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９１号
大阪府大東市平野屋２丁目４番12号　ハピネス48―508号
債務者　前川　友希
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１３２号
大阪市旭区大宮５丁目１番13―507号
債務者　楠瀬富美子（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１４８号
大阪府守口市八雲北町２丁目29番７―201号
債務者　山尾　敏英
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７号
東京都町田市鶴間422番地１サンホワイトＦ203―23
債務者　伊丹永太郎
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８０６号
神奈川県大和市鶴間２丁目14―11―Ｂ101
債務者　山本　廣忠
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８１９号
東京都品川区八潮５丁目３―11―514
債務者　中島美也子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８８９号
東京都葛飾区四つ木２―16―５、住民票上の住所東京都葛飾区四つ木１丁目21―３―203
債務者　海野美由紀
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９７７号
東京都葛飾区柴又５―27―16―102、住民票上の住所千葉県四街道市下志津新田2525―41
債務者　長崎　絵美
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９７８号
東京都江戸川区鹿骨４丁目27―12―101
債務者　正岡章一郎
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９７９号
東京都江戸川区鹿骨４丁目27―12―101
債務者　正岡　エミ
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部